平成２９年（フ）第１０８５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東３丁目２番35号
エレガンス宇美東Ｂ－103号
債務者　清水　智子（旧姓下園）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０８７号
福岡市中央区今川２丁目16番39―2105号
債務者　川崎みどり
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９４号
福岡市東区香椎駅東４丁目25番５－１号
債務者　高橋　博美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１３０号
福岡市東区西戸崎１丁目10番24号、旧住所北九州市小倉南区中吉田１丁目20番25―105号
債務者　梶原　美幸
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３号
大分県日田市竹田新町３番31号
債務者　矢羽田祐司
1　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第４３５号
北九州市小倉北区黄金２丁目６番３―905号
債務者　西　　惠治
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５５号
北海道二海郡八雲町東町289番地18
債務者　木村　雄大
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９４号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目11番20号、住民票上の住所北海道北斗市七重浜４丁目32番27号
債務者　谷藤　則子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９６号
函館市山の手２丁目40番１号　コアパレス１Ｆ左
債務者　佐藤奈穂子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２１７号
愛知県みよし市三好町東山４番地43　県営東山住宅４棟302号
債務者　堀木　　清
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
愛知県岡崎市緑丘１丁目29番地12　ランデックス緑ケ丘　303、前住所愛知県岡崎市真福寺町字落合５番地97
債務者　杉浦　康正
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
愛知県西尾市緑町３丁目32番地　県営緑町住宅２棟506号室
債務者　田中パブリシこと　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＰＡＢＲＹＣＹ　ＴＡＮＡＫＡ
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号
愛知県西尾市高畠町４丁目90番地　ＣＩＴＹ　ＢＵＩＬＤ地久205号室
債務者　輝東昇龍易学研究所こと　生田　昇龍
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
愛知県刈谷市高須町１丁目16番地７
債務者　伊藤　文子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
愛知県豊田市若宮町１丁目８番地５　ＧＥＭ　ＳＱＵＡＲＥ若宮603号
債務者　中西　悠公
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８０号
埼玉県川口市坂下町２丁目11番16号
債務者　前田　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８３６号
埼玉県川口市大字木曽呂647番地、旧住所埼玉県川口市芝富士２丁目13番20―603号
債務者　高石　　進
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係